

委託契約書(案)

G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合記録集作成業務委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

（本契約の目的）

第1条 甲は、G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合記録集作成業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務の実施）

第2条 乙は、業務の実施にあたっては、「G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合記録誌作成業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に従って実施しなければならない。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（履行期間）

第3条 この契約の履行期間は、この契約の締結の日から令和6年（2024年）2月29日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇円を含む。）以内とする。

（委託料の支払）

第5条 甲は業務が終了し、その額が確定した後に、乙の請求により支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があった日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。尚、振込手数料は甲の負担とする。

（契約保証金）

第6条 契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

（実績報告）

第7条 乙は、委託業務が終了したときは、遅滞なく、成果品及び実績報告書（様式）を甲に提出しなければならない。

（検査及び委託料の確定）

第8条 甲は、前条の規定により成果品及び実績報告書の提出があったときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品等について補正を命ぜられたときは、遅滞なく、補正を行い、成果品及び実績報告書に補正完了報告書を添えて甲に提出し、再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期間については、第3条の規定を準用する。

(契約の変更等)

第9条 甲は、特段の事情がある場合は、乙と協議してこの契約の全部又は一部を解除し、若しくは変更し、又は業務を一部中止することができる。

2 第1項の場合において、甲の故意、過失により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を補てんするものとする。その補償額は、甲乙協議して定める。

(契約の解除等)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要しないで契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約又はこの契約に基づく甲の指示に違反しているため、契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙が、この契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定により、この契約が解除される場合において、甲が乙に既に支払った委託料があるときは、その金額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、委託業務を遂行するに当たり、故意又は重大な過失によって甲又は第三者に損害を与えたときは、現実に発生した直接かつ通常損害について損害賠償の責めを負うものとする。

(契約内容不適合)

第10条 乙は、甲の検査に合格した成果品及び実績報告書であっても、当該成果品がこの契約の内容に適合しないことが判明したときは、検査後1年間は、これを無償で完全なものと引き換え、又は補償をしなければならない。

2 乙は、甲に対して前項の不適合により生じた損害を賠償しなければならない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

2 乙は、委託業務の成果（委託業務の遂行の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は渡してはならない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(書類等の整備及び保管)

第15条 乙は、業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、主たる事務所に、業務が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(契約の費用)

第16条 この契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第17条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求または納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(管轄裁判所)

第18条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(協議)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年(2023年) 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会
会長 茨城県知事 大井川 和彦

乙 ○○○
○○○
○○○

特約事項

1 委託者及び受託者の責務

委託事業を実施するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に充分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事業を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を実施するために収集、作成した個人情報は、委託事業を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し又は第三者に提供しないこと。

4 守秘義務

委託業務の処理に当たり、情報の収集整理にあたっては、雇用にあたり、情報の守秘を義務づけると共に、十分な教育を行い、個人情報等の外部への漏えいを防止すること。

5 個人情報についての事故の報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに相手方に報告し、その指示を受けること。

様式（第7条関係）

年 月 日

G7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会
会長 茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所

名 称

代表者職氏名

印

実 績 報 告 書

令和 年 月 日付けで契約を締結したG7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合記録集作成業務について、委託契約書第7条の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

1 事業の内容及び結果
別紙のとおり

2 収支決算書

3 その他